

○農林水産省告示第八百十五号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の付表第三十二の規定に基づき、昭和五十五年四月三日農林水産省告示第四百三十七号(台湾産ボンカン、タンカン、リュウウチン種のスウイトオレンジ及びれいしの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年十二月十九日から施行する。

平成九年十二月十九日

農林水産大臣 島村 宜伸

一 中「及びれいし」を「、れいし並びに巨峰種及びイタリア種のぶどう」に改め、四に次のように加える。

四 ぶどうの生果実については、低温処理施設において、生果実の中心部の温度が〇・五度になつた後、引き続き一度以下で十二日間消毒すること。